特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング寄付金取扱規程

第１条（目的） 本規程は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「当法人」という）が受領する寄付金の取り扱いに関する基本事項を定め、寄付の適正かつ円滑な受入および管理・運用を図ることを目的とする。

第２条（寄付金の定義と区分） 本規程において寄付金とは、条件の有無や名称（寄付金、協賛金、支援金等）を問わず、金銭その他財産的価値のあるものの無償贈与をいう。寄付金は以下のとおり区分する。

- **一般寄付金**：使途を指定せずに受け入れる寄付金
- **特定寄付金**：使途や対象事業を指定して受け入れる寄付金

第３条（受入の受託・辞退） 当法人は、寄付金が以下の各号のいずれかに該当する場合は、受入を辞退するものとする。

- 公序良俗に反する目的または事業に充てられるおそれがある場合
- 反社会的勢力（暴力団、暴力団員等）からの寄付である場合
- 受入または維持運用に過大な費用・著しい制限が伴う場合
- その他、法人の運営上支障があると代表理事が判断した場合

第４条（受入手続および領収書の発行）

1. 寄付金の受入手続は、所定の申込書を通じて行う。
2. 寄付金を受領したときは、遅滞なく寄付者に対して領収書を発行・送付する。ただし、寄付者が受領辞退を表明した場合はこの限りでない。

第５条（管理および会計処理）

1. 受領した寄付金は、当法人の会計基準および関係法令に従い適正に管理・会計処理を行う。
2. 特定寄付金については、指定された使途に従い区分して管理し、目的外に使用してはならない。

第６条（寄付者情報の保護） 寄付者の個人情報および寄付履歴に関する情報は、個人情報保護方針に基づき適切に管理し、寄付者の事前同意なく第三者に提供・開示しない。

第７条（寄付者の公表） 寄付者の氏名（または法人・団体名）および寄付金額の公表については、寄付者本人の同意を得た範囲内においてのみ行うものとする。

第８条（規程の改廃） 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、2022 年 4 月 1 日より施行する。